

田辺市長 真 砂 充 敏

質疑回答書

次の業務に係るプロポーザル方式に係る質問について、以下のとおり回答します。

○業務名 音声認識表示システム導入等業務

	質疑事項	回答事項
1	制御用ノートパソコンにつきまして、仕様に映像出力 1 ～ 3 出力とありますが、弊社のシステムにおいては H D M I 出力 1 系統で充分なのですが左記仕様のノートパソコンで宜しいでしょうか。	ご提案のシステムにおいて機能上問題がないのであれば、H D M I 出力 1 系統のノートパソコンによるご提案で差し支えございません。
2	デモンストレーションの為の準備時間を 1 時間頂戴したいのですが宜しいでしょうか。 デモ機を置く為の机をご用意頂くことは可能でしょうか。可能な場合机の大きさを教えて頂けませんでしょうか。	事前準備として、デモンストレーション開始前の 1 時間を確保することは可能です。 また、デモ機設置用の机は議会事務局にてご用意いたします。ご用意可能な机のサイズは以下のとおりです。 サイズ：幅 150cm × 奥行 60cm × 高さ 71.5cm
3	2 の続きですが、プロジェクターの御用意はございますか。パソコンは弊社で用意します。プロジェクター御用意が可能な場合、パソコンに接続するケーブルの御用意は可能でしょうか。可能な場合ケーブルの種類を教えて頂けませんでしょうか。	当日はプロジェクターではなく、モニターをご用意いたします。 また、接続用として H D M I ケーブル（2 本）を議会事務局にてご準備いたします。
4	「発注者が当日提供する音声データ（約 5 分）」につきまして、データはどのような形式になりますでしょうか。 U S B メモリー等は、セキュリティガードの為受取れなく、H D M I 信号（映像と音声）で頂きたいのですが可能でしょうか。	当日提供する音声データ（約 5 分）は、議会事務局が用意するノートパソコン内に保存された MP4 形式のデータを予定しております。ご要望のとおり、議会事務局のノートパソコンから H D M I 信号（映像・音声）にて出力・提供することが可能ですので、貴社システムにて受信・取り込みを行ってください。

5	実施要領P3 5 参加手続 (2) 説明会開催の有無 履行場所の現地確認調査は可能でしょうか。	実施要領に記載のとおり現地説明会は開催いたしません。個別での現地確認調査を希望される場合は、事前に議会事務局まで日時等をご相談ください。調整の上、職員立ち会いのもとでの確認が可能です。
6	実施要領P4 5 参加手続 (7) ウ ②価格提案書 独自提案において、提案上限額内で、こういうことも可能であるがオプションメニューのため、別途費用が必要な場合は、その費用も含んだ価格を記載する必要がありますでしょうか。 (ご採用頂けるかわからない独自の提案の価格を含めると価格評価点が下がります。できれば、ご採用頂いた場合にはいくら増になるかを示すだけにしたいです。)	実施要領及び仕様書に記載のとおり、本業務は価格提案書の金額の範囲内で提案者が確実に実現できる内容であることを前提としています。そのため、別途費用が発生するオプションメニューを提案上限額に含めずに提示することは認められません。独自提案を含め、ご提案いただくすべての機能・業務に係る費用を、提案上限額(令和8年度事業費上限額)の範囲内に含めて積算・記載してください。
7	実施要領P5 5 参加手続 (8) プレゼンテーション及びヒヤリング イ実施方法 プレゼンテーション会場でお借りできるものを教えてください。 (プロジェクタ、スクリーン、大型ディスプレイ、小型ディスプレイ、HDMIケーブル等) また、機材を持ち込んでもよろしいでしょうか？ また、機材を事前に議会事務局様等にお送りしてもよろしいでしょうか。	プレゼンテーション会場では、事務局側でモニター(55型)及び接続用のHDMIケーブル(2本)、設置用の机(幅150cm×奥行60cm×高さ71.5cm)をご用意いたします。 デモンストレーション等に必要な機材を庁舎にてお持ち込みいただくことは可能です。また、機材の事前送付を希望される場合は、保管場所等の調整が必要となりますので、必ず発送前に議会事務局までご連絡ください。
8	実施要領P5 5 参加手続 (8) プレゼンテーション及びヒヤリング エ留意点 当日提供される音声データのファイル形式/提供・再生する方法/音声内容について教えてください。 (MP3、WAV/CD-R、USBメモリ/ICレコーダーを再生する、再生機と音声ケーブルで接続する/過去の本会議音声など)	当日提供する音声データ(約5分)は、事務局が用意するノートパソコン内に保存されたMP4形式のデータを予定しております。セキュリティ対策の観点から、事務局のノートパソコンからHDMI信号(映像及び音声)により出力・提供いたしますので、貴社のシステムにて受信し、プレゼンテーションを行ってください。音声の内容は、過去の本会議等の音声等を使用いたします。
9	実施要領P5 6 評価方法等 評価基準を基に審査される審査委員会委員や評価委員会委員の人数、部署名、役職名、議員の役職名、お名前等を教えてください。 (議会事務局長・次長、副市長、総務部長、議長、広報委員会委員長、外部有識者など)	審査の公平性及び透明性を担保するため、審査委員会(評価委員会)委員の個人名、所属部署、役職等については、事前の公表はいたしません。なお、選定手続きは実施要領及び評価基準に基づき、適切かつ厳正に執り行われます。

10	実施要領P5 6 評価方法等 評価基準を基に審査される審査委員会委員や評価委員会委員へは当日ではなく事前に提案書等を配布頂き、内容をご確認頂いていると考えてよろしいでしょうか。	ご認識のとおりです。事前に提出された企画提案書等は、審査委員会前に各委員へ配布し、あらかじめ内容の確認を行った上で当日の審査に臨みます。
11	仕様書P1 (2) 導入システム 「字幕のみ表示と、映像と字幕を合成した表示の2パターンの出力機能を有すること。」とありますが、機能として有するだけで、仕様内容から指定された既存ディスプレイには映像と字幕を合成した表示のみと考えてよろしいでしょうか。	既存ディスプレイにおける通常の運用としては「映像と字幕を合成した表示」を想定しています。ただし、仕様書に明記しているとおり、システムとして「字幕のみ表示」と「映像と字幕を合成した表示」の2パターンの出力機能を備えていることが導入システムの必須要件となります。
12	仕様書P2 4 業務の内容 (3) 構築概要 「映像合成スイッチャーを使用し、本会議映像と合成して字幕表示すること。」とありますが、既存のスイッチャーを利用するのではなく、システムと同時に新規導入を想定してよろしいでしょうか。	ご認識のとおりです。本会議映像と字幕を合成して表示するために必要な「映像合成スイッチャー」等の機器類については、既存設備を利用するのではなく、本システムの導入に伴い、必要な機器一式を新規に提案・調達し、構築するものとして算出してください。
13	仕様書P2 4 業務の内容 (3) 構築概要 「同会議システムの運用に支障をきたさないようにすること。支障が発生した場合は、全て受注者の責任により対応すること。」とありますが、特に既存の設備を利用する部分で、支障をきたすかどうかは、現行会議システム業者でしか判断できず、対応することも受注者だけでは実現できません。特命随意契約理由に値する仕様であり、従いまして本業務は現行会議システム業者が、自社会議ユニットメーカーの音声認識表示システムを導入すること以外、履行できない内容となっており競争原理がはたらかず、公平な選定ができません。 既存会議システム業者は、競合の業者に対しても音声認識表示システム導入に際し、貴市の管理の下、協力して頂けると考えてよろしいでしょうか。	本プロポーザルは、現行の会議システム業者以外の者による履行を排除するものではなく、特定の事業者又は特定メーカーのシステム導入を前提とした仕様ではありません。 既存の会議システム業者への確認や調整が必要な場合、本市が窓口となり仲介を行います。ただし、仕様書 4. (3)構築概要及び(4)設置工事の規定通り、既存システムへの配線接続作業等、それに伴う調整、万が一故障が生じた場合の対応、及び必要な経費（既存業者への協力要請に伴う費用が発生する場合を含む）は、すべて本業務の範囲内において受注者の責任及び負担で対応していただきます。

14	仕様書P2 4 業務の内容 (4) 設置工事 「不要となる既存機器等の撤去を適正に行うこと。」とありますが、音声認識表示システムは新規導入であり、既存システムの入れ替えではありませんので、撤去する既存機器はないと想定しております。もし撤去予定の機器がある場合は、機器一覧をご提供ください。 また撤去のみであり、廃棄は関係法令等に従い、貴市で実施され则认为てよろしいでしょうか。	本業務は新規導入を目的としており、現時点で市から確定している特定の既存機器の撤去予定はありません。ただし、提案されるシステムの構築・配線工事等に伴い、既存の配線や周辺資材等で不要となるもの、あるいは仕様を満たすために移動・撤去が必要となる物品が生じた場合は、本市と協議のうえ適正に撤去を行ってください。 なお、撤去した部材等については、廃棄処分せず、本市が指定する庁舎内の場所へ引き渡していただきます。これらに伴う撤去及び庁舎内運搬の経費は、本業務の範囲内において受注者の責任及び負担で対応してください。
15	議場設備システム系統図 傍聴席表示モニター（図面赤枠下部）の表示について 傍聴席表示モニターには、字幕合成された映像のみを表示する運用でよろしいでしょうか。 資料表示との切替が必要な場合は既存デジタルマルチスイッチャーへの配線となり、既存業者様との連携が不可欠です。既存業者様の立会いまたは作業実施を想定してよろしいでしょうか。	運用上、傍聴席表示モニターには「字幕が合成された映像」を常時表示させる運用を想定しています。なお、既存のデジタルマルチスイッチャー等の配線変更や接続作業に際し、既存の会議システム業者の立ち会い等が必要と貴社が判断される場合は、質問13の回答の通り、本市が窓口となり仲介は行いますが、それに要する費用や手配、作業に係る責任は受注者に帰属するものとします。
16	議場設備システム系統図 既存機器（Cat6分配器）の仕様確認 デジタルマルチスイッチャーの出力先に接続されている既存Cat6分配器の「メーカー名」および「型番」をご教示ください。	対象機器のメーカー名および品番は以下の通りです。 メーカー：[株式会社アイ・ディ・ケイ] 型番：[HDC-TH221UHD]

○担当者

所	属	議会事務局
氏	名	藤田
電	話	0739-26-9940
F	A	X
E	-	m a i l
		gikai@city.tanabe.lg.jp